



須清 報 広



ドラマ館がいよいよ フィナーレを迎えます!!

本年3月20日から開館してきましたドラマ館「江と三英傑 絆のやかた」は、11月30日(水)をもって閉館いたします。

残りわずかとなりましたが、お見逃しのないようぜひご来場ください!



- ドラマ館、いよいよフィナーレ!2
- 平成23年度 上半期の財政状況5
- 清須市人事行政の運営等の状況を公表します6
- 市立図書館整備改修工事のお知らせ14

清須市の人口

総人口 65,903 人 (- 4人)
男 32,996 人 (- 11人)
女 32,907 人 (+ 7人)
世帯数 26,430 世帯 (-20世帯)

<平成23年10月1日現在>

ドラマ館、いよいよフィナーレ!

本年3月20日から開館してきましたドラマ館「江と三英傑 絆のやかた」は、11月30日(水)をもって閉館いたします。

ドラマ館では、大河ドラマ「江～姫たちの戦国～」の撮影で使われた衣装や小道具などを展示しているほか名場面も上映中。また、会場内で楽しめるイベント等も実施しております。

開催期間も残りわずかとなりました。お見逃しのないようぜひご来場ください!

モーニングサービス

平日の午前9時から正午までにドラマ館へ来場された方へ呈茶券をプレゼント! 清洲城内の茶店で、愛知県の茶どころである西尾市名産のお抹茶と清洲城味噌まんじゅうを味わっていただけます。

武将隊の日

毎週水曜日を「武将隊の日」として、各地の武将隊がドラマ館・清洲城へ定期的に来場し、演武等を披露しております。

〔11月の出演日程〕

2日(水)	あいち戦国姫隊
9日(水)	グレート家康公「葵」武将隊
16日(水)	あいち戦国姫隊

午前11時から演武を披露します。
天候等により変更となる場合があります。



あいち戦国姫隊

清洲城楽市楽座

清洲城隣接の特設会場では、毎週末「清洲城楽市楽座」を開催中。週末ごとに、さまざまな物産販売を行っております。

ドラマ館とともに、清洲城楽市楽座をお楽しみください。

ドラマ館「江と三英傑 絆のやかた」

平成23年11月30日(水)まで開催 無休

開館時間 午前9時～午後5時(最終入館 午後4時30分)

ホームページ <http://www.kiyosu-go.jp/>

問合せ 企画政策課(本庁舎)



清洲城楽市楽座

開会時間 いずれも午前9時30分から	21日(水)	本会議(委員長報告・ 討論・採決)
	15日(木)	福祉常任委員会
	14日(水)	総務常任委員会
	13日(火)	文教常任委員会
	12日(月)	建設常任委員会
	9日(金)	本会議(議案質疑)
	7日(水)	本会議(一般質問)
	6日(火)	本会議(一般質問)
	1日(木)	本会議(行政報告・質疑・ 議案提案・説明)
	開会日	会議等

本会議・委員会は気軽に傍聴
できます。詳しくは、議事務
局議事調査課(本庁舎)までお
尋ねください。



12月議会定例会の日程について

9月議会定例会

問合せ 議事調査課(本庁舎)

平成22年度一般会計決算認定など28議案を可決

9月議会定例会が、9月2日～28日の27日間の会期で開かれました。初日に市長提出議案の上程・説明があり、9日に質疑が行われた後、各所管の常任委員会に付託されました。

最終日には、それぞれの常任委員会の審査結果が委員長から報告され、採決の結果、全議案が原案どおり可決されました。

【可決された議案】

- 平成22年度一般会計決算認定
- 平成22年度国民健康保険特別会計決算認定
- 平成22年度老人保健特別会計決算認定
- 平成22年度介護保険特別会計決算認定
- 平成22年度下水道事業特別会計決算認定
- 平成22年度後期高齢者医療特別会計決算認定
- 平成22年度水道事業会計決算認定

下水道条例案

清須市公共下水道の管理及び使用に関し必要な事項を定める。

下水道事業受益者負担金及び分担金条例案

清須市公共下水道の財源となる受益者負担金及び分担金の賦課及び徴収に関し必要な事項を定める。

夢広場はるひの設置及び管理に関する条例案

清須市立図書館、清須市はるひ美術館及びはるひ夢の森公園を一体的な複合施設として位置付けるため、規定を整備する。

【その他の可決された議案】

税条例等の一部を改正する条例案 都市計画税条例の一部を改正する条例案 災害甲慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案 保育所設置条例の一部を改正する条例案 都市公園条例の一部を改正する条例案 工事請負契約(仮称)清須市立図書館整備改修工事)の締結について 訴えの提起について(6件) 平成23年度一般会計補正予算(第2号)案 平成23年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案 平成23年度介護保険特別会計補正予算(第1号)案 平成23年度下水道事業特別会計補正予算(第2号)案 平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書(案)

【同意案件】

教育委員会委員の任命

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育委員会委員を任命する。

固定資産評価審査委員会委員の選任

地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員を選任する。

【議会推薦】

農業委員会委員の推薦

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、農業委員会委員を推薦する。



平成23年度市消防団観閲式



昨年の市消防団観閲式

地域防災の要として活躍している消防団員によるポンプ車操作や小隊訓練等、日頃の訓練の成果が披露されます。

とき 11月13日(日)

午前9時30分から

ところ 西枇杷島中学校

問合せ 防災行政課(本庁舎)

市固定資産評価審査委員会委員の選任について

9月2日の9月議会定例会において、清須市固定資産評価審査委員会委員の選任同意案が付議され、次の方々が選任されました。

任期は、平成23年9月7日から3年間です。

青山 賢一氏(大黒)

山ノ内英雄氏(清洲)

山田 芳和氏(阿原)

問合せ 市固定資産評価審査委員会

(防災行政課(本庁舎)内)

市農業委員会委員の改選について

清須市農業委員会委員の任期満了に伴い、19名の新しい委員が次のとおり決まりました。

任期は、平成23年10月1日から3年間です。

【一般選挙】

星野 満氏(富士塚)

石黒 鈺俊氏(土田)

日下部錠一氏(清洲)

成瀬 恒雄氏(朝日)

川崎 良一氏(上条)

浅井 尊弘氏(鍋片)

安田 武雄氏(下河原)

小崎 崇徳氏(小松生)

小崎 進氏(落合)

渡辺 秋郷氏(小田井)

早川 勝義氏(阿原)

浅野 佳伸氏(西田中)

櫻井 紀彦氏(天神)

瀬尾 久善氏(清洲)

星野 國雄氏(屋敷)

大橋 浩氏(上新)

石田 紀與氏(阿原)

加藤 頌茲氏(県)

三宅 正恭氏(一場)

【団体推薦】

問合せ 市選挙管理委員会

(防災行政課(本庁舎)内)

市教育委員会委員の改選等について

市教育委員会委員の任期満了に伴い、中野広文氏(西田中)が再度選任されました。

任期は、平成23年9月30日から平成27年9月29日までです。

また、委員長には、福田一子氏(秋野)、委員長職務代理者には、中野広文氏(西田中)が就任されました。

問合せ 学校教育課(本庁舎)

ご存知ですか サイレンの種類と意味

市内には、防災行政無線用スピーカーが107箇所設置されています。

危険を周知するために災害の種類にに応じてサイレン放送を行っており、鳴らす長さや回数で意味が異なります。

災害時などにサイレン放送を聞いたら、素早く対応ができるよう普段から心掛けておきましょう。

また、大雨や台風などにより放送内容が聞きづらい場合は、次の番号に電話をしていただけますと放送内容を確認することができます。

☎052 400 2913

地震の場合

「東海地震に関する警戒宣言」が、内閣総理大臣から発令されたことを知らせます。

(45秒間のサイレン音が15秒間隔で3回)

風水害の場合(避難勧告)

水害などが起きる恐れがある場合に、避難することを伝えます。

(3秒間のサイレン音が2秒間隔で15回)

火災の場合

市内で火災発生したことを地域に知らせ、消防団員に出動を促します。

(5秒間のサイレン音が6秒間隔で5回)

災害時などに使用するため、深夜・早朝に放送することもあります。ご理解ご協力をお願いいたします。

問合せ 防災行政課(本庁舎)

平成23年度 上半期の財政状況 (平成23年4月1日～平成23年9月30日)

問合せ 財政課(本庁舎)

地方自治法第243条の3第1項及び清須市財政状況の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、平成23年4月1日から平成23年9月30日までの期間における本市の財政状況を、市民の皆様にお知らせします。

清須市では、最小の経費で最大の効果を上げるよう工夫をこらし、「まちが元気」「子どもが元気」「いつも、いつまでも元気」を目指して予算の執行に努めています。

一般会計(予算現額の多い順になっています。)

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額(千円) ①	収入済額(千円) ②	収入割合(%) ②/①	区 分	予算現額(千円) ③	支出済額(千円) ④	執行割合(%) ④/③
市 税	11,208,320	6,875,522	61.3	民 生 費	8,895,404	4,169,842	46.9
国庫支出金	2,412,260	1,222,136	50.7	総 務 費	3,243,719	784,307	24.2
地方交付税	1,946,635	1,271,808	65.3	教 育 費	2,946,228	1,047,695	35.6
市 債	1,502,001	0	0.0	衛 生 費	2,104,165	863,176	41.0
県支出金	1,357,456	157,151	11.6	公 債 費	1,748,855	870,647	49.8
繰越金	887,300	887,300	100.0	土 木 費	1,689,526	313,137	18.5
繰入金	726,811	0	0.0	消 防 費	785,155	342,709	43.6
地方消費税交付金	653,000	363,202	55.6	議 会 費	318,307	183,758	57.7
諸 収 入	580,779	176,623	30.4	商 工 費	286,296	199,970	69.8
そ の 他	1,161,689	465,958	40.1	そ の 他	418,596	94,274	22.5
合 計	22,436,251	11,419,700	50.9	合 計	22,436,251	8,869,515	39.5

特別会計

会 計 名	予算現額(千円) ⑤	歳 入		歳 出	
		収入済額(千円) ⑥	収入割合(%) ⑥/⑤	支出済額(千円) ⑦	執行割合(%) ⑦/⑤
国民健康保険	6,544,217	3,564,010	54.5	2,627,986	40.2
介護保険	3,301,127	1,267,587	38.4	1,310,387	39.7
下水道事業	3,139,103	51,642	1.6	403,864	12.9
後期高齢者医療	1,036,708	616,553	59.5	366,940	35.4

企業会計

会 計 名	収 入			支 出			
	予定額(千円) ⑧	収入済額(千円) ⑨	収入割合(%) ⑨/⑧	予定額(千円) ⑩	支出済額(千円) ⑪	執行割合(%) ⑪/⑩	
水道事業	収益的収支	198,097	99,237	50.1	190,446	57,114	30.0
	資本的収支	17,115	3,265	19.1	75,825	26,636	35.1

市有財産の状況

土地	675,665㎡
建物	193,861㎡
基金	3,918,357千円
有価証券・出資金・出捐金	463,485千円

市民の負担(平成23年9月30日現在)

一人あたりの市税負担額	26,842円
-------------	---------

この金額は、個人市民税収入済額(現年課税分)を総人口で単純に割ったものです。
総人口 65,903人

清須市人事行政の運営等の状況を公表します

問合せ 人事秘書課(本庁舎)

職員の給与・勤務時間などは、地方公務員法に基づき、清須市の条例などで定められています。市の人事行政の透明性を高め、市民の皆様にご理解いただくため、これらの状況をお知らせいたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成22年度における職員の任免の状況

職 種	採 用				平成22年度 退職				
	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	定 年	勸 奨	普 通	その他	計
一般事務職	55人	45人	8人	8人	10人	2人	1人	0人	13人
保育士 幼稚園教諭	24人	22人	8人	8人	5人	0人	3人	0人	8人
技能労務職	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	79人	67人	16人	16人	15人	2人	4人	0人	21人

(2) 部門別職員数の内訳（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成21年	平成22年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	6	5	1	退職不補充
		総 務	100	98	2	退職不補充
		税 務	25	24	1	退職不補充
		民 生	190	186	4	退職不補充
		衛 生	30	31	1	保健事業の充実による業務増
		農林水産	6	6	0	
		商 工	4	5	1	商工観光事業の充実による業務増
		土 木	34	33	1	退職不補充
	計	395	388	7		
	教育部門	65	63	2	退職不補充	
小 計	460	451	9			
公営企業部門等	水 道	2	2	0		
	下水道	5	6	1	公共下水道事業施策に伴う業務増	
	その他	16	14	2	退職不補充	
	小 計	23	22	1		
合 計		483	473	10		

備考1 職員数は、一般職に属する職員であり、教育長、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 部門の区分は、平成22年度定員管理調査に基づく区分です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成22年度決算）

区 分	歳出額A	人件費B	うち職員給与費	人件費率(B/A)
普通会計	20,564,729千円	3,561,918千円	2,378,200千円	17.3%

備考 人件費には、特別職に支給される給料、報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（平成22年度予算）

区 分	職員数A	給 与 費			1人当たり 給与費(B/A)	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
普通会計	452人	1,581,562千円	298,445千円	598,936千円	2,478,943千円	5,484千円

備考 給与費は、平成22年度当初予算の計上額であり、職員手当には退職手当は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	清須市	類似団体平均	全国市平均
指数	94.5	97.7	98.8

備考1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体とは、全国の市のうち人口規模、産業構造が類似している団体です。

(4) 職員の初任給の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	初任給	
一般行政職	大学卒	178,800円
	高校卒	144,500円

(5) 行政職員の経験年数別・学歴別平均給料 (平成22年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	265,600円	306,000円	358,300円
	高校卒	223,800円	242,400円	300,600円

(6) 行政職員の級別職員数の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事	主任	主査	係長 主任主査	課長補佐 副主幹	課長 主幹	次長 参事	部長	
職員数	31人	22人	38人	68人	21人	46人	8人	9人	243人
構成比	12.8%	9.1%	15.6%	28.0%	8.6%	18.9%	3.3%	3.7%	100%

備考1 清須市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 代表的な職種の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	326,000円	408,218円	43.5歳
技能労務職	219,800円	233,327円	43.5歳

備考 平均給与月額は、平成22年4月分の給料及び職員手当(期末・勤勉手当を除く。)の合計を平成22年4月の職員数で除したものです。

(8) 主な職員手当の状況 (平成22年4月1日現在)

期末・勤勉手当		期 末	勤 勉
	6月期	1.25月分	0.70月分
	12月期	1.50月分	0.70月分
	計	2.75月分	1.40月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			

備考 給与勧告に基づき、平成22年度の期末・勤勉手当は4.15月分から3.95月分に引下げられました。

退職手当		自己都合等	定年・勧奨
	1人当たり平均支給額	10,246千円	25,071千円

備考 平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給した平均額です。

地域手当	支給対象地域	全地域
	支給率	3%
	職員1人当たり平均支給年額	111,313円

備考 平均支給年額は、平成22年度決算額を平成22年4月の職員数で除したものです。

時間外勤務手当	平成22年度決算額	職員1人当たり平均支給年額
	77,278千円	223,995円

備考 平均支給年額は、平成22年度決算額を平成22年4月の職員数(管理職手当受給職員を除く。)で除したものです。

区 分	内 容	
扶 養 手 当	配偶者 13,000円 その他 6,500円	・配偶者がいない場合の1人目は11,000円 ・満16歳年度初めから満22歳年度末までの子 1人につき5,000円加算
住 居 手 当	借家・借間居住者 ・家賃 23,000円以下 家賃 -12,000円 ・家賃 23,000円以上 (家賃 -23,000円)×1/2+11,000円(最高月27,000円)	
通 勤 手 当	交通機関等利用者 55,000円を限度とし、運賃相当額の範囲内で支給 交通用具利用者 通勤距離に応じ、最高24,500円	

(9) 特別職の報酬等の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		給料月額等	期末手当	
給 料	市 長	920,000円	6月期	1.45月分
	副 市 長	750,000円		
報 酬	議 長	515,000円	12月期	1.65月分
	副 議 長	425,000円	計	3.10月分
	議 員	405,000円		

備考 給与勧告に基づき、平成22年度の期末手当は、3.10月分から2.95月分に引下げられました。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(変則勤務職場等を除く一般的な職場におけるもの)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 主な休暇の種類

区 分	付 与 日 数
年次有給休暇	1年につき20日
選挙権等行使	必要と認められる期間
証人等出頭	必要と認められる期間
骨 髄 提 供	必要と認められる期間
ボランティア	1年につき5日以内の期間
結 婚	連続5日以内の期間
産 前 産 後	出産予定日までの8週間(多胎妊娠の場合は14週間)と、出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
育 児 時 間	1日2回それぞれ30分以内の期間
妻の出産補助	2日以内の期間
子 の 看 護	1年につき5日以内の期間
忌 引	親族の区分により1～7日以内の連続する期間
父 母 の 祭 日	1日
夏 季 休 暇	7～9月までのうち5日以内の期間
住居滅失等	7日以内の期間
交 通 遮 断	必要と認められる期間

(3) 育児休業等取得者数

区 分	男 性	女 性
育児休業取得者数	0人	29人
部分休業取得者数	0人	0人

備考 休業期間が平成22年度に存する者の合計です。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

ア 休職の状況

理由	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	計
対象者数	6人	0人	6人

備考 休業期間が平成22年度に存する者の合計です。

イ 職員の意に反する降任・免職の状況

平成22年度中に、職員の意に反する降任又は免職の処分は行われませんでした。

(2) 職員の懲戒処分の状況

区 分	免職	停職	減給	戒告	計
法・服務等違反関係	0人	0人	0人	0人	0人
職務上義務違反関係	0人	0人	0人	0人	0人
一般非行関係	0人	0人	0人	0人	0人

5 職員の研修の状況

研修区分	主な研修名等
一般研修	新規採用職員研修（前期・後期）、一般職員研修（前期・中期・後期） 係長研修（新任・現任）、課長補佐研修、課長研修、部長研修
専門研修	地方自治法研修、民法研修、法制執務研修、地方税研修、クレーム対応研修 ファシリテーション研修、コーチング研修、広報研修、タイムマネジメント研修
市単独研修	接遇研修、マニュアル作成研修、接遇指導者研修、法制執務研修

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく 地方公務員共済組合等に対する地方公共団体の負担金）

金額	1人当たりの負担額
489,585千円	1,080,763円

(2) 職員親睦会（平成22年4月1日現在）

会員数 474人 市負担金なし

(3) 職員の災害補償

ア 公務災害認定件数

負 傷			
自己職務遂行中	出張中	その他	計
1件	0件	0件	1件

イ 通勤災害認定件数

出勤途上	退勤途上	計
0件	0件	0件

ウ 公務災害基金負担金（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく 地方公務員災害補償基金に対する地方公共団体の負担金）

金額	1人当たりの負担額
2,841千円	6,272円

7 平成22年度における清須市公平委員会の業務の状況

	22年度当初 継続件数	22年度中 申立件数	22年度中 処理件数	22年度末 継続件数
勤務条件に関する措置の要求	0件	0件	0件	0件
不利益処分に関する不服申し立て	0件	0件	0件	0件

税だより

問合せ 税務課(本庁舎)

年末調整説明会・青色決算説明会のご案内

名古屋西税務署

☎052 521 8251

(自動音声によりご案内しています。お問合せの際は、「2」を選択してください。)



名古屋西税務署では、平成23年の年末調整及び個人事業者の青色決算に関する説明会を次のとおり開催しますので、「ご出席いただきますよう」ご案内します。

「年末調整」は、給与所得者一人ひとりについて、毎月の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない年税額とを比べて、その過不足額を精算するもので、給与の源泉徴収の総決算ともいふべきものです。

【年末調整説明会】

とき 11月21日(月)

午前10時～正午

ところ 清須市役所本庁舎

3階大会議室

対象者 住所が清須市の方

(注)青色申告の承認を受けている個人事業者等については、青色決算説明会にて説明します。

【青色決算説明会】

平成23年分から青色申告決算書用紙は確定申告書用紙等に同封されます。

とき 11月21日(月)

午後1時30分～3時30分

ところ 清須市役所本庁舎

3階大会議室

対象者 住所が清須市で、青色申告の承認を受けている個人事業者の方

「お願い」と「お知らせ」

①年末調整関係諸用紙及び説明会資料は、説明会の開催前に郵送します。

②説明会には、事前に郵送する説明会資料をお持ちください。

③関係用紙等が不足する場合には、説明会場(又は税務署)でお渡しします。また、「コピー」を使用してすることもできます。詳しくは、名古屋西税務署へ

県税事務所からのお知らせ

名古屋北部県税事務所

県民税・事業税第2グループ

☎052 531 6304

個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

個人事業税の第2期分の納期限は11月30日(水)です。11月中旬に県から納付書をお送りしますので、納期限までに最寄りの金融機関、コンビニエンスストア又は県税事務所まで納めてください。Pay easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキング又はATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください。ただし、領収証書が発行されませんので領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口で納付してください。

口座振替をご利用ください

納税には、便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は預(貯)金口座にご使用の印鑑及び預金通帳をお持ちのうえ、取引をされている金融機関の窓口で手続きをしてください。(ただし、お申し出の時期によっては、翌年度分からの取扱いとなる場合があります。)

詳細は、県総務部税務課のHP <http://www.pref.aichi.jp/zeimu/> をご覧ください。

清須市夢広場はるひ(図書館、美術館、公園)指定管理者公募のお知らせ



清須市夢広場はるひの指定管理者を11月4日(金)から公募します。

詳しくは、清須市ホームページ <http://www.city.kiyosu.aichi.jp/> をご覧ください。

申込・問合せ

生涯学習課(清洲市民センター)

☎052 409 6471

寄付をいただきました

公益財団法人

煎茶道方円流愛知支部

様 20万円

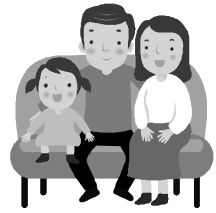
社会福祉事業に有効に使わせていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

匿名 15万円

市の事業に有効に使わせていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

国民年金保険料は 社会保険料控除の対象になります

問合せ 保険年金課(本庁舎)



支払った全額が所得控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料(国民年金、国民健康保険、健康保険、厚生年金保険など)を納付したとき、又は配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納付したときに受けられる所得控除のことをいいます。

申告できる金額は、年間に納付した社会保険料の金額(給与から天引きされた金額も該当)です。なお、年末調整の申告においては、給与から天引きされた社会保険料(健康保険、厚生年金保険等)は、事業所で一括して計算しますので、ご自身が申告書に記入する必要はありません。事業所が把握することができない、ご自身が納付した社会保険料(国民年金、国民健康保険等)を申告書に記載してください。

年末調整や確定申告の手続きで国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間(1月1日から12月31日まで)に納付(見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

平成17年3月に所得税法等の改正が行われたことにより、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、納めたことを証明する書類(控除証明書や領収証)の添付等が義務付けられました。なお、年末調整・確定申告の所得税の申告を行わなくても市区町村民税の申告を行う場合には、市区町村民税の申告の際にこの控除証明書が必要となる場合があります。

社会保険料控除証明書を毎年11月初旬に送付

生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、日本年金機構から毎年11月初旬に送付されます。大切に保管しておいてください。

証明内容は本年1月1日から9月30日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れなどがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。万一、控除証明書を失ってしまった方は再発行することができます。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、平成23年中に国民年金の保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。

扶養家族分も納付した方は

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付する必要があります。

過去に滞納などがある方も控除を受けられます

社会保険料控除の対象は、今年中に支払った保険料のため、今から年末までに支払う保険料も控除の対象になります。また、過去に滞納や免除期間がある方も、年末までに保険料を支払えば所得控除を受けることが可能です。

お問合せは、日本年金機構から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている問合せ先までお願いします。

控除証明書が届かないときは

平成23年中に国民年金保険料を納付しているのに控除証明書が届かない方は、控除証明書専用ダイヤル(電話0570-070-117)にご確認ください。

都市計画案の縦覧について①

都市計画道路の変更案と都市計画土地区画整理事業の決定案の縦覧を次のとおり行います。

内容
都市計画道路清洲駅前線(県決定案)と一場大嶋線(市決定案)
都市計画清洲駅前土地区画整理事業(市決定案)

縦覧期間

11月8日(火)～22日(火)
午前8時30分～午後5時15分
土曜日・日曜日も縦覧できます。
縦覧場所
清須市地域開発課(西枇杷島庁舎)

意見書の提出

県決定案は愛知県建設部都市計画課でも縦覧できます。縦覧時間は午前9時～午後5時です。ただし、土曜日・日曜日は除きます。

(西枇杷島庁舎)

愛知県建設部都市計画課
☎052 954 6517

都市計画案の縦覧について②

愛知県決定分

名古屋都市計画区域の都市開発の方針及び防災街区整備方針に係る決定案を次のとおり縦覧します。

内容
都市再開発の方針
防災街区整備方針

縦覧場所

愛知県建設部住宅計画課及び清須市都市計画課(西枇杷島庁舎)
意見書の提出

この決定案について意見のある方は、縦覧期間中に愛知県あてに意見書を提出することができます。

清須市決定分

本市では、災害の防止、農業と調和した都市環境の保全など、良好な生活環境のために生産緑地地区を指定しておりますが、主たる農業従事者の故障により、生産緑地地区の解除を行うこととしました。よって、次のとおり変更案を縦覧します。

内容
生産緑地地区
縦覧場所
清須市都市計画課
(西枇杷島庁舎)

意見書の提出

この変更案について意見のある方は、縦覧期間中に清須市あて

に意見書を提出することができます。

縦覧期間は県・市決定分ともに

11月8日(火)～22日(火)
土曜日・日曜日を除きます。
午前9時～午後5時

(愛知県住宅計画課)

午前8時30分～午後5時15分
(清須市都市計画課)

問合せ

【愛知県決定分】

愛知県住宅計画課

☎052 954 6569

【清須市決定分】

清須市都市計画課

(西枇杷島庁舎)

流域下水道の事業計画変更認可の縦覧について

愛知県が進めている新川流域下水道の事業計画の変更が認可されました。関係図書の縦覧を清須市上下水道課(西枇杷島庁舎)で行っています。

問合せ
清須市上下水道課

(西枇杷島庁舎)



東日本大震災の義援金募集にご協力ありがとうございます



東日本大震災の義援金を募集するため、市役所本庁舎・西枇杷島庁舎・清洲庁舎・春日支所に設置した義援金箱に、皆様から心温まる善意をお寄せいただきありがとうございます。

●9月の合計額 37万9568円

9月末までの累計額

1592万3701円

(義援金については、日本赤十字社を通じ、被災地へ届けられます。)

「愛知県最低賃金」について

「愛知県最低賃金」は、10月7日から時間額750円に改正されました。

なお、愛知県の特定(産業別)最低賃金(7業種)につきましては、現在改正等のため調査審議中ですので、今後の改正状況に注意してください。

問合せ 名古屋西労働基準監督署

☎052・481・9533

今月のエコチャレンジ

「ドライブは ふんわりアクセル eスタート」

- 5秒で時速20kmを目安にゆっくりスタートすると、約11%燃費が向上します。
- 1日5分のアイドリングを止めれば、1年間でガソリン約24ℓ、約55kgのCO₂削減が可能です。
- 「暖機運転は走りながら」、「加減速の少ない運転」、「早めにアクセルを離す」、「カーエアコンの使用を控える」等にも気をつけましょう。



【出典：エコチャレ手帳2011(愛知県)】

■問合せ 生活環境課(本庁舎)



野焼きは 禁止されています!

これからの時期、「臭いがつくので洗濯物や布団が干せない」「子供がぜんそくでせき込む」「煙が部屋に入ってくるので窓が開けられない」など、住宅地での枯れ草・ゴミの焼却(野焼き)に対する苦情が市へ多く寄せられます。

野焼きについては、農業などを営む上でやむを得ない焼却や慣習・宗教上行事の焼却など一部の例外を除き禁止されています。禁止の例外に当てはまる焼却であっても、他人に迷惑を及ぼすような焼却は認められません。周囲に迷惑を掛けないようにすることが大切です。

また、年末にご家庭で大掃除などをされると思いますが、ごみは野外で焼却せず燃えるゴミ、燃えないゴミに分別し、回収日に出すようにしてください。再資源化できるものは燃やさずに資源としてリサイクルに努めましょう。

回収できないゴミ、事業所から出るゴミについては、処理業者で処分をするなど適正に処理してください。

■問合せ 生活環境課(本庁舎)